

[閲覧される可能性を理解した上で、裁判所に証拠として提出することに 同意する / しない]

[意見書を CALL4 に掲載することに 同意する / しない]

[CALL4 掲載に当たり氏名のマスキングを 希望する / しない]

持続化給付金事件に関する意見書

2022 年 8 月 28 日

住所 石川県

森 一 敏

1 異論の提出

私は、本年 3 月まで、五期金沢市議会議員を務めた者です。東京地裁が、性風俗事業者をコロナ禍で創設された持続化給付金や家賃支援給付金の対象から排除したことを「合憲」と判断したことに異論があり、以下意見書を提出いたします。

2 ラブホテル・レジャーホテルの抱える問題への気づき

私は、在任中、金沢市内の地場の中小宿泊事業者から、本市が 2019 年 4 月より市内宿泊施設に遍く徴収義務を課す宿泊税が、死活的な影響を及ぼすとの訴えを受けました。これが、地域経済に於ける宿泊事業の抱える問題について考える始まりでした。

そのなかで、最大論点として、新幹線開業により全国展開の新規ホテルが乱立する中、低価格競争にあえぐ地場中小宿泊事業者への経営上の困難をどう考えるのか、また休憩を主たる利用概念としていたラブホテル・レジャーホテルへの適用の無理などが市側に申し立てられました。

これに対する市当局の見解は、法定外目的税である宿泊税は、簡素で分かりやすい税制度にする必要がある。また施設間や業態間に公平に適用されることが求められるから、原則すべての施設の利用者に一律一泊 200 円（宿泊料金 2 万円以上は 500 円）を課税するというものでした。課税の平等性には、逆進性の問題も論争されましたが、結局「簡素で公平」との理屈で制度化され、今日に至っています。

3. 課税の「公平性」は、支援では別基準に？ これダブルスタンダード 政策差別

こうして、本市のラブホテル・レジャーホテルは、金沢市宿泊税の徴収義務を課せられることによって、近隣自治体で営業する同種施設へ利用客が奪われるという経営リスクを抱えつつ、風俗営業法の規制に対応する投資を行いながら、各種普通税の納税にも誠実に応えてきました。課税の「公平性」という論理に従って。

ところが、今般の判決では、

こうした職業は、「人間の本来的欲望に根差した享楽性・歓楽性を有する上、その本来的に備える特徴自体において、風営法上も国が許可という形で公的に認知することが相当でないものとされていることに鑑み、国が事業の継続を下支えする対象とすることもまた、大多数の国民が共有する性的道義観念に照らして相当でないとの理由によるものと解される」との判断を示しました。

ラブホテル・レジャーホテルは、性風俗関連特殊営業という性質上求められる、他の施設にはない特別の規制を受け入れ、合法的に設置営業されている施設です。判決は、殊更、「性的好奇心」を強調し、一般宿泊施設でも行われている性行為と切り離し、社会的に排除されるべき施設であるとの差別的な認識を言外に表しています。

ラブホテル・レジャーホテルの関係者が詳細に意見を提出しているものと思いますが、今日のラブホテルの利用者は本当に様々であると聞いています。そうした実態を無視したものでもあります。

「公平性」の下で、一般宿泊施設以上の経営上の負担を受け入れながら、課税に応え、社会経済活動を担ってきたラブホテル・レジャーホテル事業者は、新型コロナウイルス感染症のまん延による経営打撃を同様に受けております。真面目に努力してきたラブホテル・レジャーホテル事業者が、火事場で助けを求めているのに、一切の救援がなされないまま、見殺しにされてきた理不尽さは、「公平性」で説明できるのでしょうか。

このダブルスタンダードについて、本市議会でも以下の様に議論を続けてきました。一部を引用します。

【2020年6月定例会】

森議員：今回全施設ということをお願いしていますが、この間雇用調整助成金制度からスタートして持続化給付金、あるいは税制の措置、これらについて一貫して適用除外されている業態があるんですね。これは風俗営業が適用されている一部の業態のことですけれども、このことに対して、まじめに営業し法規制のもとで適正に営業し税金もしっかり納めてきて、いのちがかかる状況になって放つぽり出されるのかと、これは差別以外のなにものでもないという、厳しい切実な声が各地から上がっている。国のほうでもこの適用除外を見直すべきだという議論が国会の中でもようやく今展開されてきている。そうした、コロナの問題が浮かび上がらせた制度上の差別、こういうものをやはり払拭していかなければならないということも新たな教訓ではないか。九州の佐世保なんかは市独自の支援制度は一切の除外はしないということで適用されているという情報も受けております。ぜひこれ、見直し・検討をしていただきたい。改めてご答弁お願いします。

山野市長：今ほど国会のほうでも議論が始まったということもおっしゃっていただきました。九州のほうでもそういう事例もあるとお聞きもしました。そういう国会の議

論等々を注視していきながら金沢市にとって最適な施策をとりこんでいきたい。

【2020年9月定例会】

森議員：「五感にごちそう金沢宿泊キャンペーン」の対象外となる宿泊施設はあるのでしょうか。

山田経済局長：対象とする宿泊施設でございますけれども、新型コロナウイルス感染防止対策を講じることを前提として、さきに実施をいたしました宿泊施設魅力向上等奨励事業と同様に、旅館業法、または住宅宿泊事業法に基づき市内で営業するホテル、旅館、簡易宿所、民泊施設といたしますが、・・・なお、いわゆるラブホテルや研修施設等のほか、施設を営む者が市税を滞納している場合は、奨励事業と同様、本事業の対象外ということになります。以上でございます。

森議員：宿泊事業者の団体の方たちが再三にわたって要望されてきたことの中に、今、対象外になったという御説明がありましたけれども、ラブホテル等のそうした施設、こうした方々も大変経営に窮しているわけですね。工夫をして、このキャンペーンの趣旨に沿うような商品を造成することは可能であるという御意見も聞いているんですが、今回はそれ以前にもう足切りになっていると。これは、前回もいろいろと地方の動向、国の動向を申し上げて、改善の余地があるんじゃないかということを上げましたけれども、今回はそれは至っていないと、大変残念に思います。引き続き検討をお願いしたいというふうに思います。

【2021年3月定例会】

(1) 市民のつぶやきから

ラブホテル・レジャーホテルの支援事業からの除外への嘆きから

森議員：その1点目、ラブホテル・レジャーホテルの支援事業からの除外への嘆きから伺います。さきの緊急議会で議決した宿泊施設環境向上等奨励金からも、いわゆるラブホテル・レジャーホテルは除外されております。立地規制や建物基準を守り、全ての納税の義務を果たしてきた事業者が新型コロナウイルス感染拡大によって経営上の危機的な状況に直面しても、一切の支援が受けられないのは不条理です。除外判断の理由と、その根拠についてお答えください。

山野市長：まずは、緊急議会のお話がありました。このときにも申し上げましたけれども、観光であったり出張であったり、そういう方をターゲットにした旅館、ホテル、民泊を対象にしたものであります。御理解いただきたいのが、緊急議会でお認めいただきましたものも、持続化給付金の補完事業として、大きな枠組みをそれによってつくらせていただきました。五感にごちそう宿泊キャンペーンも同様であります。Go To Travelがあって、その中で金沢のインセンティブを高めていきたい、その中

で、その大枠の中でつくらせていただいたものでもあります。持続化給付金、G o T oともに、ラブホテル等々が入っておりませんので、それに準じてさせていただいたという側面も御理解をいただければと思います。

森議員：これらの財源というのは、新型コロナ対策の地方創生臨時交付金ですね。この交付金の規定の中に、これらの施設の除外規定が、この第3次補正予算で決まった財源ですよ、これにこの除外規定はないということを確認されていますか。まず、それ伺います。

山野市長：除外規定はないと理解しています。

森 一敏議員：そうしますと、市の判断ということになりますね。私、今のお答えを聞きますと、真っ先に思い浮かびますのは、観光という概念、これが市の都合によって膨らんだり縮んだりしているんじゃないでしょうかね。ですから、宿泊税導入の際に、ビジネスホテルやラブホテルも観光に関連するという理屈で、観光と市民生活の調和という趣旨を持った宿泊税の徴収対象施設になりましたね。観光を主として、コロナの経済的な打撃を支援する、誘客を促進する、そういうときになるとラブホテル・レジャーホテルは観光という概念から外す、これダブルスタンダードと言うんではないんでしょうか。どうでしょうか。

山野市長：宿泊税は、市民であろうが、県民であろうが、宿泊した方にお払いをいただくものであります。ビジネス客であろうが、観光客であろうが、もう一度も言いません、地元の方であろうが同じであります。

森議員：名前は宿泊税となっておりますが、宿泊税の目的、これは条例に書いてあります。観光と市民生活の調和を図る、これが目的なんですよ。ですから、広い意味でいうと観光税なんですよ。それを都合によって、それを除外したり、それを組み込んだりしているんです。これダブルスタンダードというんです。私、地方創生推進室に確認をいたしました。そうしましたら、特定の業態をもって除外をする規定はありませんと、まさにそう答えておられます。そして、新型コロナの感染防止、経済対策、そのために、合理的な理由がないまま特定の業態をもって除外をするということは好ましくないと、こういう推進室の見解をいただいているんですが、好ましくありません。いかがお考えですか。

山野市長：政策というものは、政策目的を持った上でつくっていくものであります。繰り返しになりますけれども、これは持続化給付金の補完であり、G o T oトラベル事業との補完の中でさせていただいたということも大きな理由であります。

森議員：合理的理由がない区別というのは、差別と申します。それを政策で行えば、政策差別となります。幾ら首を振られても、当事者がそのようにこの政策を受け取ってしまえば、残念ながら、それは政策差別なんです。いじめとか差別の問題というのは、みんな同じです。そのように捉えなきゃいけません。

4. 結語

金沢市の新型コロナ対応経済施策を巡るダブルスタンダードの問題についての議論を引用しました。

市当局の判断は、国の持続化給付金における風俗営業法性風俗関連特殊営業適用業種除外を判断基準にしていることもお分かりの通りです。

性行為に対する古い忌避観念、それに基づいた社会的排除の思想が根底となり、課税行為では一律対象としながら、税執行においては、異なる基準を適用し、窮地に陥り助けを求めている国民を切り捨てるという国の二重基準の冷酷な問題点。これについては、まさに司法が基本的人権の尊重と法の下での平等の観点から厳しく指摘し、真の公平性ある税財源執行としての救済施策を講じるよう、求めていると思います。